



Title	「国際教育」と言語教育
Author(s)	神代, 浩
Citation	母語・継承語・バイリンガル教育 (MHB) 研究. 2014, 10, p. 54-59
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/57923
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

«講演録»

「国際教育」と言語教育

神代 浩（文部科学省初等中等教育局国際教育課長）*

“International Education” and Language Education

KAMIYO Hiroshi

個人的な話になりますが、2002年から2006年までワシントンDCの日本大使館に勤務し、一緒に連れて行った息子は3歳から6歳までの期間、現地の幼稚園・小学校と補習校に通いました。当時米国内の公立学校における日本語のコースが中国語に取って代わられるということが起こり始め、ワシントンDC近郊のバージニア州の小学校においても同様の動きが出てきたため、廃止対象になった学校の日本語イマージョン・コースの存続に奔走したこともありました。また同じ頃ワシントンの補習校から分かれる形で継承語センターができ、継承語教育というものにも関心を持つようになりました。

1年前に国際教育課長に異動となり、海外の子供たちに対する教育を担当するにあたり、あの頃の問題意識を思い出し、ぜひ正面から取り組まなければならないと思いました。まず今年の1月ワシントン日本語継承センターを視察しました。これは国語教育と継承語教育とを別々の教育機関でやっているケースですが、次にこれらを一つの教育機関で実施しているプリンストン日本語学校も見せてもらいました。両方のやり方を見て、今後の方向性を考えるヒントが得られました。そういうわけで、今日は「国際教育と言語教育」というタイトルにさせて頂きましたが、今申したこと以外にも私の課の仕事と関連する課題がいくつかありますので、これらも含めてお話しすることによって皆さんと情報を共有し、逆に皆さんからも教えて頂ければと思っています。

最初のスライドにある海外子女教育、帰国児童生徒に対する教育、外国人児童生徒に対する教育、国際理解教育、外国語教育、これらはすべて私の課で所管している仕事ですが、まずそれについて現状や課題を整理しておきたいと思います。

まず海外子女教育ですが、海外に在住する日本人は今も増えており、特にアジア地域での増加が顕著です。これに対し在外教育施設の数を見ると、日本人学校、補習校、国内の私立学校が国外に設置する私立在外教育施設という三種類のうち、日本人学校の数は変わっていないのですが、平成元年あたりから補習校が増えているのが一つの特

* 2012年8から2014年2月まで在任

徵です。文科省は各学校の教育課程を審査し、国内の小中高校の課程と同等の課程を有すると認定された学校に対して教員を派遣したり、教科書の無償供与を行ったりといった支援を行っています。また外務省も校舎借料の援助、現地採用講師の謝金の一部負担といった支援を行っています。

海外子女教育の課題は、そもそもわが国の主権の及ばない外国で行われているので、日本の法律の適用外となることです。つまり学校教育法上の「学校」ではないわけで、義務教育無償等の対象外です。したがって海外の日本人学校は授業料を徴収しています。しかし日本国憲法における教育の機会均等の精神に沿って、少なくとも義務教育年齢相当の子女に対しては、国内に近い教育が受けられるよう最大限の援助を行うべきだという観点から、このような支援を行っているわけです。

一方、特にアジア地域を中心に児童生徒数が増えており、年齢層も義務教育段階だけではありません。そこで最近は高等部や幼稚部も広がっていますが、高校や幼稚園の先生を派遣するシステムはありません。また、これは国内も同様ですが、特別支援の必要な子供の数も増えています。他方、中東のアブダビの日本人学校に現地の子供たちが入学するというような、日本型教育に対する期待もあります。

次にご承知のとおり、長期滞在・永住者の子供たちが日本人学校・補習校に多く在籍するようになり、継承語教育の問題も出てきています。先ほどお話ししたワシントンの補習校を見て痛感したのは、いずれ日本に帰る予定の子供と、アメリカで生活していく子供の間では言語環境が違うため日本語の能力に差があるということです。そのような子供たちが混ざっている状況で先生たちは授業をしなければならないわけです。長期滞在・永住日本人あるいは日系人の子弟に対しては、国語教育でもなく、外国人に対する日本語教育とも違う、親から受け継ぐ財産としての日本語教育といいますか、母語支援という言い方をよくすると思いますが、そういう支援が必要じゃないかと、私ははじめ多くの教育関係者が認識しています。ただそういう子供たちにどう教えるかとなると、教材や教えられる人材が不足しており、容易ではありません。また継承語教育には、文科省が進めている海外子女教育政策と外務省が進めている外国人に対する日本語教育政策のどちらにもあてはまらないという問題もあり、今まで國も焦点を当ててこなかったと思います。ところが、最近たとえば教育再生実行会議第三次提言の中に「日本人学校において、現地の子供を積極的に受け入れ、日本語教育や日本文化理解の促進に努める」という文言が入りましたし、外務省の「日本語の普及に関する有識者懇談会」でも、はじめて継承日本語教育を正面からとらえて議論し、その中で「在外教育施設などを外国における日本語教育の総合機関と位置づける」といった提言が出

てきたところです。

続いて、帰国・外国人児童生徒に対する教育に移ります。外国人児童生徒数は最近横ばいまたは減少傾向にあるとはいえ、現在でも7万人を超える子供たちが公立学校に在籍しており、その中で日本語指導が必要な児童生徒の数も27,000人ほどいます。しかも地域差が大きく、愛知、神奈川、静岡県が多いわけですが、47都道府県の中でゼロというところもないわけです。つまり、いわゆる集住地域も大変ですが、逆に数が少ない散在地域にも日本語の指導が必要な子供たちがいて、集住地域とは別の課題があります。母語別に見ると、ポルトガル語が多い状況は変わりませんが、最近増えているのはフィリピン語、スペイン語、ベトナム語ですね。ネパールやミャンマーなどからも入国しているという話も聞きますし、言語と文化背景の多様化が進んでいると思います。その一方で、日本語指導が必要な日本国籍の帰国子女も6000人程いて、しだいに増えています。

これに対しては文科省も今までいろいろ支援をしてきております。たとえば7言語で就学ガイドブックを作成、JSLカリキュラムの開発、また自治体単位で外国人児童生徒等をきっちり受け入れていただくための補助事業を行っています。さらに東京外国語大学で日本語能力のアセスメントをするDLAを開発していただいたほか、東京学芸大学で先生方が校内で研修できるようなマニュアルを作成していただいたところです。

最近の大きな動きとしては、皆さんもご関心が高い「特別の教育課程」ですね。現状でも外国人の子供たちに対して放課後残ってもらって地域の方々の支援で日本語指導が行われている実態があるわけですが、正規の教育活動と認められないために、生徒の負担が大きかったり、地域によって指導体制が整っていないかったりするという課題があります。そこで専門家による会議でご議論いただいた結果、一定の要件を満たす「日本語の能力に応じた特別の指導」を行う場合、「特別の教育課程」、すなわち正規の教育課程の中に位置づけて実施出来るような制度改正を検討しています。

具体的な要件ですが、第1に指導の内容です。各教科の教育活動に日本語で参加できることを目的とする指導をするということです。日常的な挨拶とか遊んでいる時の日本語には問題がないけれど、授業になかなかついていけない、こういう子供に授業で使われる日本語を習得させるための指導を主たる目的としています。

第2に指導の対象となる生徒は小中学校等の生徒で、その要否は校長が判断します。

第3に指導者ですが、正規の教育過程の指導者として位置づけるためには、免許を有する教員が中心になっていただく必要があります。ただし、ここでご理解願いたいのは、これまでボランティアの指導員のような形で学校に入っていたいている方を排除する

のではなく、免許をもった教員を主たる指導者としても、実際の指導場面では引き続き日本語指導に長けた地域の方や母語のできる方に補助者として入っていただくことも可能ということです。

第4に授業時数ですが、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。これは特別支援の場合にならった時間設定になっています。

第5に授業の形態ですが、別の教室に取り出して指導する、あるいは他校に移動して指導する、どちらでもいいです。

第6により重要な条件として、特別の教育過程と位置づける以上は、一人一人の子供についての指導計画を作り、それに基づいて指導した後評価するということです。

今申し上げたような要件を満たしている場合には特別の教育過程として認めてもいいのではないかというのが専門家会議の結論です。この内容は中央教育審議会初等中等教育分科会においても了承されています。今日もいろいろご意見をいただいてよりよいものにし、来年4月から実施できるようにしたいと考えています。

なお、特に外国人の場合に課題として残るのは母語の支援をどう考えるかということです。また帰国児童生徒については指導事例もまだまだ共有されていないですし、日本人学校以外の現地校やインター校からの帰国生に対しても別の対応が必要ではないかと考えます。

次に国際理解教育について少しだけお話しします。これは歴史が古く、昭和49年の中教審答申にも出ていますし、平成元年の改訂以降現在に至るまで学習指導要領に必ず盛り込まれているものです。平成10年に総合的学習の時間が始まってからは、この枠を使ってかなり多くの学校で取り組まれています。また平成20年には中学校高等学校編の実践事例集を作り、小学校編もまもなくできる予定です。

しかし課題はあります。ESD（持続可能な開発のための教育）、異文化理解、多文化理解などの類似した分野と国際理解教育がどう違い、どう同じなのか、またどこまで成果があがっているのかという指摘もあります。今後目指すべき方向としては、国際理解教育を教科を横断する概念として定着させていくことではないかと考えています。

続いて皆さんのご関心の高い外国語教育に移ります。これまで臨教審などが数々の答申を出し、いわゆるセルハイ（スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール）といった事業も行ってきました。一方でもっと早くから英語教育を始めるべきとの意見があり、他方でいやそんなことをしていたら日本語がおかしくなるとの意見があり、双方の言わば神学論争を繰り返しながら、少しずつ充実してきたというのがこれまでの経緯かと思います。現在、生徒、教員に求められる英語力の目標が定められ、中学校卒

業段階で英検3級程度、高校卒業段階で英検準2級から2級程度、教員については英検準1級程度と定められています。しかし実際これらの目標がどれだけ達成されているかというと、中学校・高校の生徒については3割程度、教員についていえば、中学校教諭は4人に1人、高校教諭は2人に1人しか達成されていません。これと関連するのはTOEFLの点数です。日本の順位が低いことは皆さんご存知だと思いますが、問題は従来ますますできているのではないかと思われていたリーディング、ライティングを含めて低いということです。すべてはここから出発する必要があります。

現行の学習指導要領では平成23年度から小学校5、6年生で外国語学習活動を実施しており、中学校では外国語の授業を週3コマから4コマに増やしております。意外に思われるかもしれません、今や中学校の学習指導要領で一番授業時数が多いのは外国語（英語）です。それから高校は、今年度の1年生から英語の授業は英語を用いて行うことを基本とするという、かなり大胆なことを実際に始めています。また、民主党政権時代に出された提言の中には、学習到達目標を「CAN-DO リスト」のかたちで設定することが盛り込まれました。3月に中学・高校用の手引きを作成したところです。また各県ごとに英語教育の拠点となる学校を決め、これは元セルハイが多いのですが、そういうところから優れた取組を拡げる事業を行っています。

ところが自民党政権に代わりまして、4月に公表されたのが教育再生実行本部の提言です。これは「大学において、従来の入試を見直し、実用的な英語力を測るTOEFL等の一定以上の成績を受験資格及び卒業要件とする」というもので、これについてマスコミはTOEFLを強調していますが、大事なことはその前の「実用的な英語力を測る」という文言です。単語をいくつ覚えたかとか、和訳が正確にできるとかじゃなくて、社会に出てちゃんと使える英語力がないと困る、それを測る試験の一例としてTOEFLをあげたわけです。しかしこの他に、上智大学と英検協会が開発しているTEAPなどの試験もあります。TEAPは英語で大学の授業を聞いたり、論文を書いたり、ディベートをしたりする能力を測る試験ですが、実用的な英語力を測るという点でTOEFLと共通したものがあります。そこで「TOEFL等」と「等」が付きました。

また自民党的提言を受けた教育再生実行会議の提言では、小学校英語の抜本的な拡充をし、小中高を通じた系統的な英語教育の課程を検討するという提言がなされました。この提言を実現するための条件整備として、具体的にどう予算の中で反映させるか、次の学習指導要領改訂に向けて何をするか、とは言え改訂は先の話なので、その前にもっとできることはないかと、様々な方策を検討しているのが現状です。

これまで五つの分野についてお話ししましたが、最後にまとめの話をしたいと思いま

す。国際教育課の職員にはそれぞれ担当する係があります。彼らはもちろん頑張っていますが、自分の担当の仕事にしかなかなか目がいかない傾向があります。幸い私は彼らを総括する立場ですから、これらをどう結びつけていくかを考えることができます。たとえば、国際理解教育と外国語教育はもっと一緒にできるだろう、海外子女教育と帰国児童生徒に対する教育とはもっと連携できるだろう、在外教育施設における教育と日本での外国語教育や国際理解教育とはリンクして活用できるだろう、外国人向けの日本語指導と帰国生向けの日本語指導とをつなぐことも可能だろう、といったことをいろいろ考えていくと、それぞれの課題に対応しつつ一体的に推進できるのではないか。様々な分野を包括する概念としての「国際教育」という考え方をもっと広めていけないものかと考えています。これは、平成17年に文科省の専門家会議でも提言されたのですが、あまり定着していません。教育再生実行会議第三次提言の中に「スーパーグローバルハイスクール」というアイデアが出ていますが、国際教育の考え方を実質化させる一つの具体策となりうるかもしれません。今後、皆さんのお知恵をお借りしながら、国際教育を教育政策としても学校現場の実践としても中身のあるものにできるよう、頑張っていきたいと思っています。(了)

(編纂・カルダー淑子)